

一般社団法人 日本栄養治療学会認定資格
「認定医」2025 年度資格更新のお知らせ

日本栄養治療学会認定医・指導医制度規約に基づき、本学会認定資格「認定医」の更新申請手続きを下記要領にて施行します。

尚、指導医資格(更新)を申請される方は提出する必要はありません。

記

更新該当者：2020 年（令和 2 年）および 2021 年（令和 3 年）の認定者

申 請 期 間：2025 年 8 月 1 日（金）00：00 ～ 2025 年 8 月 31 日（日）23:59

※期限を過ぎた申請は受理いたしません。

申 請 書 類： ※マイページ内【資格情報確認・編集】より添付いただきます。事務局への書類送付はございません。

1. 学会発表、司会等については証明が可能なプログラム、抄録
2. 学術論文については別刷あるいは全体のデータ
(※CND セミナーを受講した場合は提出不要です)
3. 日本栄養治療学会(旧 日本臨床栄養代謝学会) 学術集会参加証
(※1 回分のみ指定研修プログラムもしくは NST フォーラムへの参加または、JSPEN 栄養マスターコース受講証明をもって充当)
(※参加が確認されている学術集会は自動反映しております。自動反映されている場合は参加証の添付は不要です)
4. 認定医認定証

申請に当たっては、「認定医の更新について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本栄養治療学会 認定・資格制度委員会にて 11 月～12 月に認定審査を行います。2026 年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して認定証を送付いたします。認定証は認定更新料（10,000 円）、2026 年度年会費の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本栄養治療学会
認定・資格制度委員会委員長 増本幸二

認定医の更新について

前記のとおり認定医の更新申請を実施いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備不足の無いよう申請をお願いいたします。

■認定医の更新申請の要件（認定医・指導医制度規約第 20 条）

認定医 5 年間で以下の 1～4 の各号をすべて満たす本学会会員の医師は認定医の更新申請を行うことができる。

1. 引き続いて本学会の会員であり、申請の時点で会費を完納していること。
2. 本学会学術集会あるいは支部学術集会での発表 1 回（筆頭、共同を問わない）を必須とする。加えて当委員会が適切と認める学会、研究会での臨床栄養に関する発表（筆頭、共同を問わない）、司会、座長、コメンテーターの経験を合計 2 回以上有していること。ただし、本学会主催または共催の TNT、NST 医師教育セミナー、JCNT 教育セミナー、LLL live course、NST 専門療法士受験必須セミナー、NST 専門療法士更新必須セミナー、スキルアップセミナー（2018 年をもって終了）、NST ベーシックコース、CND セミナーの各講師経験を有する場合には前記と同等の業績と判断する。
3. 当委員会が適切と認める臨床栄養に関する学術論文（原著、総説、症例報告、著書）が、筆頭、共著を問わず 1 編以上あること、または CND セミナーを受講していること。
4. 本学会学術集会に 3 回以上参加していること。うち 1 回は、本会学術集会時の指定研修プログラム※¹か NST フォーラムへの参加または、JSPEN 栄養マスターコース受講を充てることができる。
5. 定款施行細則第 4 条による休会期間は認定期間に含まない。休会中に取得した単位や資格更新申請は認めない。これに伴う更新時期は休会期間相当分延長するものとする。

付記）

当委員会が適切と認める学会、研究会とは、専門療法士認定規程に掲載された都道府県単位の認定地方会研究会は適用外とし、本学会学術集会、支部学術集会に準じる規模の全国学術集会、地方会とする。

※ 1 指定研修プログラムについて

（１）NST フォーラム以外の指定研修プログラムとは、指導医・認定医・認定歯科医の更新対応セッションとする。

（２）指定研修プログラムの指定は、学術集会会長と学術集会実践支援委員会、認定・資格制度委員会・教育委員会で毎年確認して、原則として理事会で承認を得て決定する。

※申請要件の有効期間

2020 年認定：2020 年 2 月 26 日～2025 年 8 月 31 日（COVID-19 対応により 1 年延長）

2021 年認定：2021 年 2 月 28 日～2025 年 8 月 31 日

■申請・書類添付に関する注意

1. 提出が必要な書類は、マイページから添付いただく形式です。添付いただく場合は、スマートフォンなどで撮影した画像でも構いませんが、不鮮明・見切れているものは無効です。

すでに参加を確認できている学術集会参加歴は自動反映されておりますので、その場合は参加証を添付いただく必要はありません。

2. 申請期限を厳守すること。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。
また、提出された書類については返却いたしませんので、ご注意ください。